

## 貯蓄預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ、または払戻しができます。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱いします。
- (5) 証券類の取立のため、とくに費用を要する場合には店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、給与、年金、配当金、および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) この預金口座への振込について振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

### 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その預金を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について、権利保全の手続きをします。

### 5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

### 6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を100円として次項の利率によって計算のうえ毎年3月と9月の当金庫所定の日にこの預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は10万円と30万円の2段階とし、適要する利率は次のとおりとします。なお、利率は金

融情勢に応じて変更します。

- ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間  
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
- ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間  
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

## 8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（以下「未利用口座管理手数料」といいます）以外の払戻等、所定のご利用がない場合には、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (2) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、流動性預金共通規定第 8 条第 5 項の預金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 引落としとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、第 3 項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めに応じられません。
- (6) 前 5 項は全ての普通預金口座に適用されるものとします。

## 10. (規定変更)

当金庫は、以下の各号のいずれかに該当するときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本約款の変更により変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意することなく、貯蓄預金契約の内容を変更できます。

- (1) 本約款の変更が、預金者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

以 上

この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。